

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土地
画整理事業の事業計画を変更しましたので、土地区画整理法第55条第9項及び同条第1
3項の規定により、次のとおり公告します。

令和3年3月22日

京都市長 門川 大作

1 土地区画整理事業の名称

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業崇仁北部第一地区土
地区画整理事業

2 施行者の名称

京都市

3 事業の施行期間（当初）

平成24年3月30日から令和3年3月31日まで

4 事業の施行期間（変更）

平成24年3月30日から令和8年3月31日まで

5 施行地区

京都市下京区郷之町，同区上之町及び同区小稲荷町の各一部

6 事務所の所在地

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所内

7 事業計画の決定の年月日

平成24年3月22日

8 事業計画の変更の年月日

令和3年3月22日

(都市計画局住宅室すまいまちづくり課)